

食品に係る物流の効率化方策検討業務 実証事業 公募要領

1. 趣旨

我が国の人口は既に減少に転じており、今後更なる少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少が見込まれている中、物流分野においてはトラックドライバー等の労働力不足が深刻化しております。また、消費者のライフスタイルは大きく変化し、物流に対するニーズも大きく変わってきており、将来この傾向は更に進むことが予想され、それに伴い、輸送の小口化・多頻度化による輸送効率の低下が懸念されています。

今後、現場を支える労働力に更に影響が生じるおそれがあり、我が国の経済活動と国民生活を支える物流が機能を十分に発揮していくためには生産性向上が不可欠です。

そのような中、2024年にトラックドライバーへの時間外労働の上限規制の適用が予定されているところ、国民生活に不可欠な食品の流通については手荷役作業が多い等の課題があり取扱いを敬遠されるケースが出始めているため合理化を促進する必要があります。

本業務は、合理化による安定的な食品流通の確保を目的に、幹線輸送の効率化や集荷配送の効率化等の実証事業を実施するものです。

2. 募集対象

食品流通の合理化に向けた実証事業を、別途公募する「東京2020大会における交通量抑制・分散等に向けた実証事業」と合わせて10事業程度募集します。

なお、1つの事業者による複数事業の応募も妨げません。

3. 応募主体

物流事業者等民間事業者とします。なお、複数の民間事業者等による応募も妨げません。複数の事業者等による応募は代表事業者等の明記が必要となります。

4. 企画提案内容

下記①～⑤の内容について、指定様式（様式1及び2）に基づき作成ください。

- ① 事業を実施する目的
- ② 事業実施の方針
- ③ 成果目標の設定
- ④ 事業実施により期待される波及効果
- ⑤ 検証実験に必要な経費等の見積り

5. 応募手続き

(1) 企画提案の方法

実証事業に関する企画提案にあたっては、実証事業ごとに企画提案書（様式1）及び

概要説明シート（様式2）を提出ください。

様式1：企画提案書 ダウンロード【Microsoft Word形式】

様式2：概要説明シート ダウンロード【Microsoft PowerPoint形式】

※ダウンロード先：http://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000499.html

(2) 企画提案書の受付

①提出方法

企画提案書及び概要説明シートは、持参、郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

郵送（書留郵便を除く。）又は電送（FAX）によるものは受け付けません。

②提出場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省総合政策局物流政策課

③提出期限

~~令和2年3月13日（金）18時00分~~

令和2年3月27日（金）18時00分

※期限までに②の提出場所に到達しなかった企画提案書は受理しません。

6. 企画提案書提出に際しての質問の受付及び回答

質問はできる限りEメールにて問い合わせください。なお、回答方法についてはこちらから連絡いたします。評価基準及び採点方法等の問い合わせには回答を行いません。

（問い合わせ先）国土交通省総合政策局物流政策課

東 翔太 azuma-s2mj@mlit.go.jp

齋藤 俊之 saitou-t2ff@mlit.go.jp

原 潤希 hara-j2qj@mlit.go.jp

川村 隆夫 kawamura-t88s3@mlit.go.jp

7. 企画提案の評価基準

(1) 実証事業の選定にあたっては、以下の①～⑤の評価基準に基づき、総合的に評価を行います。

①有効性

- ・事業実施の目的及び成果目標が、現状と課題を踏まえ、具体的かつ明確に設定されているか。
- ・取組及び成果目標の達成により、本事業の趣旨に応じた食品に係る物流における課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。

②成果目標

- ・定量的に記載がされているか。

- ・適切な指標、評価方法を設定しているか。

③効率性

- ・成果目標達成に向け、妥当なスケジュールであるか。
- ・現状と課題を踏まえ、成果目標達成に必要な取組内容を過不足無く記載しているか。

④実現性

- ・役割分担、責任体制が明確にされ、事業を的確に遂行するために必要な実施体制となっているか。

⑤波及性

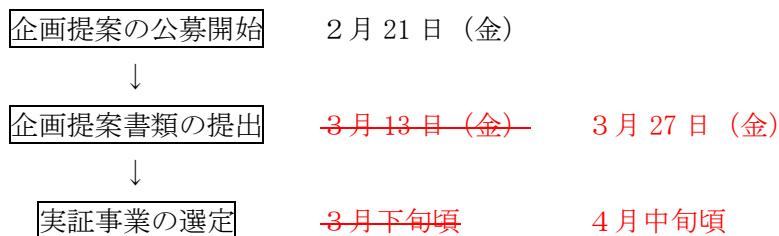
- ・実証事業の内容が同様の課題を抱える事業者等の参考になることが見込まれるか。
- ・新規性があり、今後他のモデルとなるような波及効果が見込まれる事業であるか。

(2) 重点施策について、下記のような取り組みを重点施策とし、優先的に採択します。

- ・荷待ち時間・荷役時間の削減に対して明確な数値目標があるか。
- ・複数事業者の連携による共同輸配送等の取組であるか。
- ・スワップボディコンテナ又は連結トラックを活用した共同輸送・中継輸送等であるか。
- ・パレット化の推進に資する取組であるか。

※上記以外の取り組みについても採択致します。

8. 選定の流れ



9. その他

(1) 経費

本実証事業を行うために直接必要な経費(実費)は、本調査の実施予算の範囲内において、国土交通省から調査の委託を受けた事業者と実証事業を実施する事業者が別途契約を交わした上で、下記の①～⑤の項目について負担します。(1事業あたり最大700万円)

- ① 協議会等の開催
- ② 実証事業の実施に向けた検討に係る調査
- ③ ②で検討した実証事業の試行的実施(使用する機材等の購入は不可)
- ④ 実証事業の実施に必要な機器等のリース料
- ⑤ 実証事業の実施に係る広報活動・周知

なお、経費区分は、直接人件費、旅費、調査費に区分し、調査費にあたっては、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、賃金、借料及び損料、会議費、雑役務費及び燃料費等に細分して計上してください。なお、区分等は必要に応じ適宜加除して計上してください。

調査費の経費区分については、財務省が定める区分（目番号 09）に従ってください。

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/sy310329c.pdf)

(2) 実証事業の実施期間

実証事業は、基本的に令和2年12月頃までに実施するものとします。

(3) 成果の取扱い

実証事業から得られた成果については、個人情報に関わる部分等を除き、調査成果としての利用や国土交通省のHP等において公表する場合があります。

また、様々な機会を通じて、成果を発表するなど、物流生産性向上に係る取組の参考となるよう、幅広く活用する予定です。